

【件名】保健所衛生検査業務の委託について

【要旨】

1 経緯

保健所では、地域保健法及び食品衛生法に基づき、衛生検査を実施してきた。

衛生検査には高度な専門知識・技術を要し、検査に従事する職員の人材育成や、検査機器のランニングコスト、検査室に関わる改修費用などの課題があることから、これまでも衛生検査業務の一部を委託し、衛生検査業務の効率化を図ってきた。

この度、区民が安心して暮らせる衛生環境を維持するため、検査業務の委託内容を拡充することとしたので報告する。

2 保健所で実施している衛生検査業務の内容

(1) 委託により実施している検査

食品化学検査（流通・輸入食品及び和菓子の添加物検査）

水質検査（公衆浴場水及びプール水の細菌・化学検査）

(2) 新たに委託する検査

食品細菌検査

ウイルス検査

腸内細菌検査

3 委託先

(1) 委託先

食品衛生法かつ水道法に基づく国の登録を受け、食品等の検査を行う能力を有する民間の登録検査機関に、検査を委託する。

(2) 委託のメリット

- ・食品細菌検査・腸内細菌検査等に使用する機器のランニングコスト、検査試薬・器材が削減できる。
- ・検査室として使用している、現保健所庁舎3階部分を有効活用することができる。
- ・高度な専門知識・技術を要する検査業務を委託することで、柔軟な組織運営が可能となる。

4 今後の予定

令和8年4月 食品細菌検査等の衛生検査業務の委託を開始